

少子化対策をめぐる最近の動向について

- ・（茨城県）妊娠届等の推移 P 1
- ・（全国・茨城県）50歳時未婚率（生涯未婚率）の推移 P 2
- ・（全国・茨城県）初婚年齢の推移 P 3
- ・（全国）夫婦の完結出生児数 P 4
- ・（茨城県）理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差 P 5
- ・（茨城県）待機児童の現状について P 6
- ・（全国・茨城県）虐待相談対応件数の推移 P 7
- ・（全国）子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値 . P 8～12

【参考】茨城県（子ども政策局）の主な取り組み

- ・ AI マatching システムの導入 P 13
- ・ 不妊治療の保険適用 P 14
- ・ リトルベビーハンドブック P 15
- ・ 待機児童ゼロ・ゼロ維持のための取り組み P 16
- ・ 児童虐待防止対策 P 17～18
- ・ 子どもの貧困対策「子ども食堂応援事業」 P 19

少子化対策をめぐる最近の動向について

茨城県の妊娠届等の推移

(単位:人)

年次		平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3
妊娠届 (年度※)	全国	1,053,444	1,008,985	986,003	933,586	916,873	869,599	474,714
	対前年比	97.9%	95.8%	97.7%	94.7%	98.2%	94.8%	54.6%
	(増減)	(△2.1%)	(△4.2%)	(△2.3%)	(△5.3%)	(△1.8%)	(△5.2%)	(△45.4%)
	茨城県	23,156	22,128	21,138	19,830	19,082	17,783	9,892
	対前年比	98.3%	95.6%	95.5%	93.8%	96.2%	93.2%	55.6%
	(増減)	(△1.7%)	(△4.4%)	(△4.5%)	(△6.2%)	(△3.8%)	(△6.8%)	(△44.4%)
出生数 (暦年)	全国	1,005,721	977,242	946,146	918,400	865,234	840,835	811,604
	対前年比	100.2%	97.2%	96.8%	97.1%	94.2%	97.2%	96.5%
	(増減)	(0.2%)	(△2.8%)	(△3.2%)	(△2.9%)	(△5.8%)	(△2.8%)	(△3.5%)
	茨城県	21,700	20,878	20,431	19,368	18,004	17,389	16,502
	対前年比	99.2%	96.2%	97.9%	94.8%	93.0%	96.6%	94.9%
	(増減)	(△0.8%)	(△3.8%)	(△2.1%)	(△5.2%)	(△7.0%)	(△3.4%)	(△5.1%)
合計特殊出生率 (全国順位)	全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30
	茨城県	1.48(33)	1.47(33)	1.48(30)	1.44(34)	1.39(33)	1.38(33)	1.30(38)
人口	茨城県	2,916,976	2,861,000	2,847,000	2,829,000	2,810,000	2,801,640	2,785,000
	対前年比	99.9%	98.1%	99.5%	99.4%	99.3%	99.7%	99.4%
	(増減)	(△0.1%)	(△1.9%)	(△0.5%)	(△0.6%)	(△0.7%)	(△0.3%)	(△0.6%)

※妊娠届(年度)の令和3年度分は令和3年10月末時点

月別の妊娠届出件数の状況の確認等、国勢調査、人口動態統計調査による

少子化対策をめぐる最近の動向について

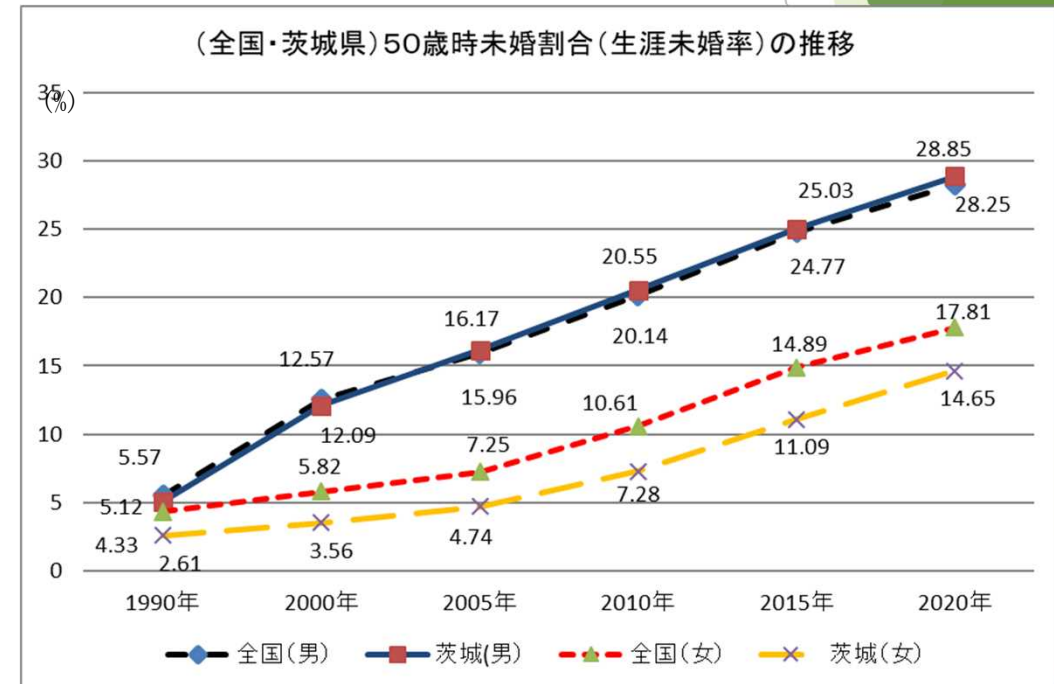
(全国・茨城県) 50歳時未婚率(生涯未婚率)の推移

(単位: %)

	平成2(1990)		平成12(2000)		平成17(2005)	
	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城
男	5.57	5.12	12.57	12.09	15.96	16.17
女	4.33	2.61	5.82	3.56	7.25	4.74

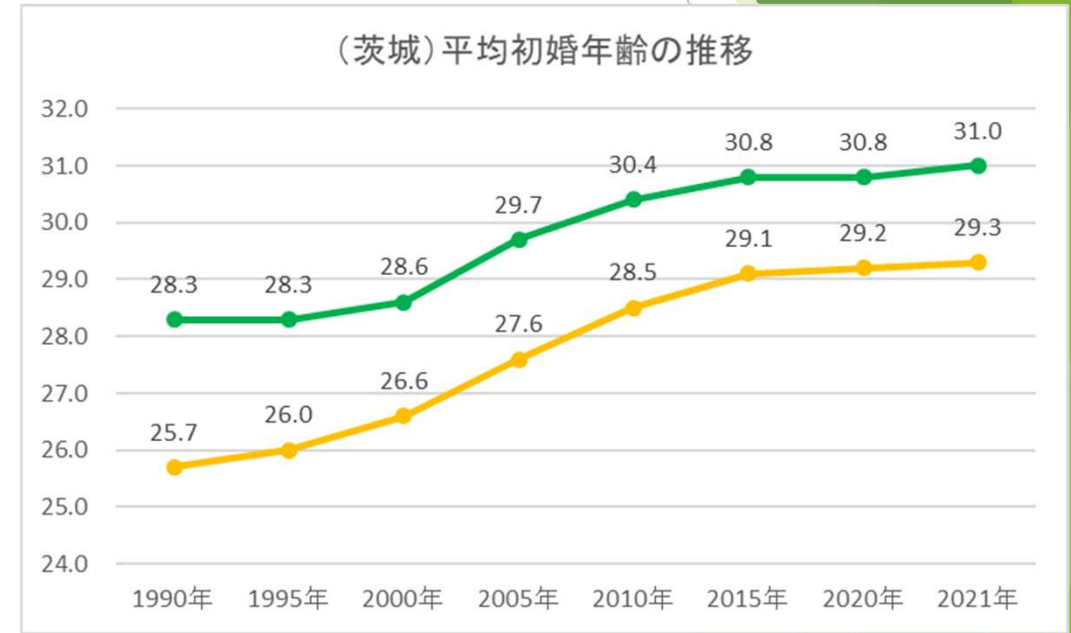
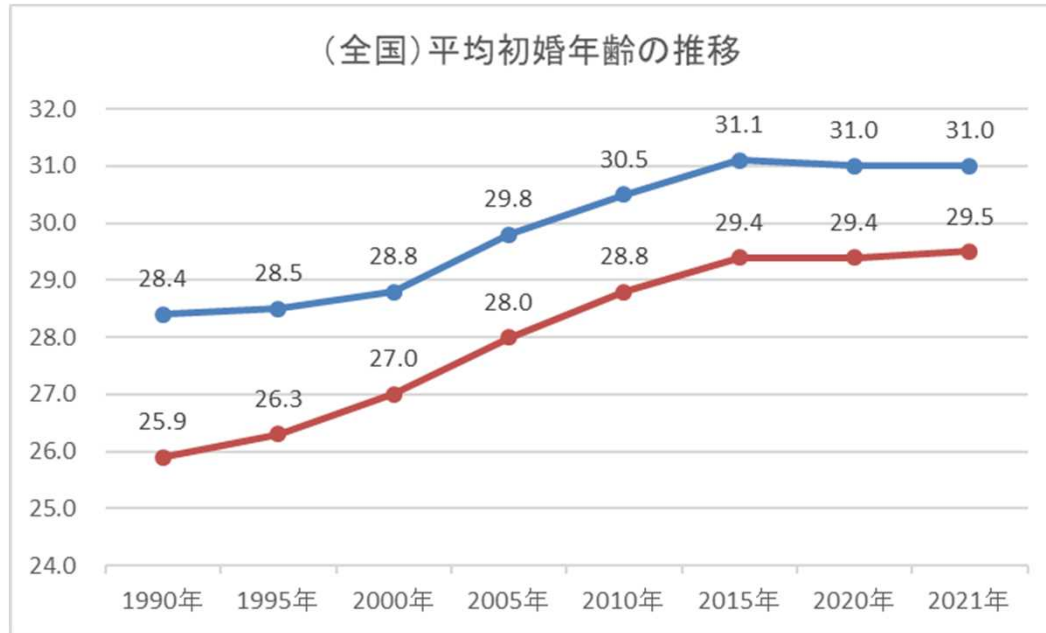
	平成22(2010)		平成27(2015)		令和2(2020)	
	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城
男	20.14	20.55	24.77	25.03	28.25	28.85
女	10.61	7.28	14.89	11.09	17.81	14.65

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」



少子化対策をめぐる最近の動向について

(全国・茨城県) 初婚年齢の推移



人口動態統計調査より

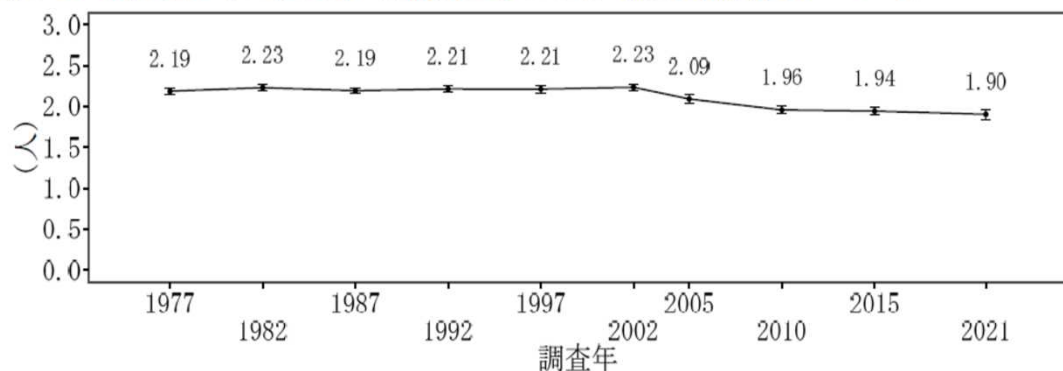
● (男) ● (女)

● (男) ● (女)

少子化対策をめぐる最近の動向について

(全国) 夫婦の完結出生子どもの数

図表 6-1 調査別にみた、夫婦の完結出生子ども数（結婚持続期間 15～19年）

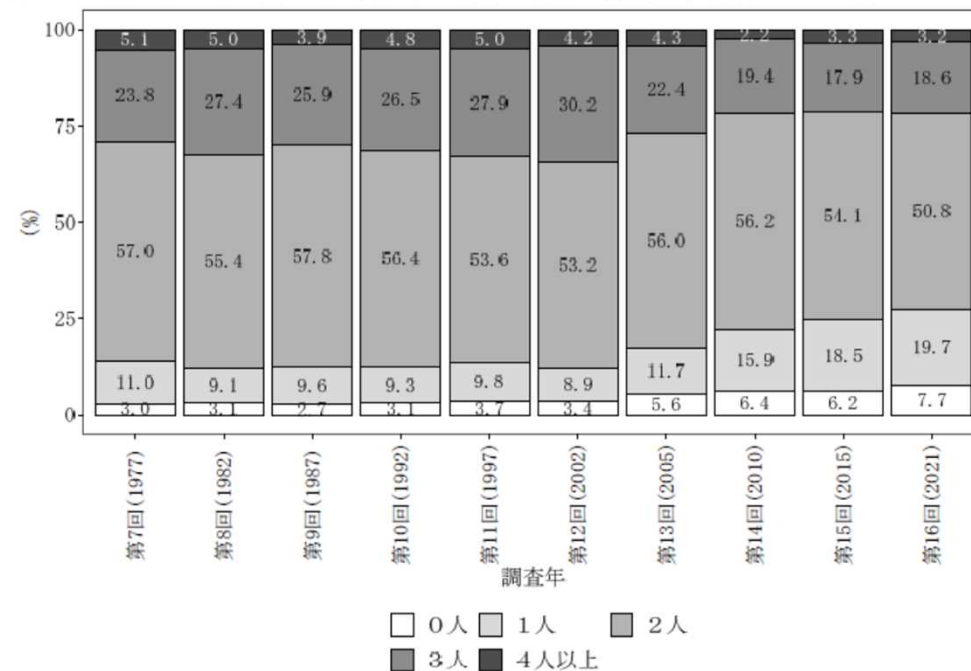


第16回出生動向基本調査より

完結出生子ども数

- ・子どもを追加する予定がほぼいない結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数
- ・2015年調査までは妻の調査時の年齢が50歳未満の数について集計、2021年調査では妻の年齢が55歳未満について集計（※）
- ※妻が30～34歳で結婚した夫婦の一部及び35歳以上で結婚した夫婦を調査対象とするため。

図表 6-2 調査別にみた、夫婦の出生子ども数の分布（結婚持続期間 15～19年）



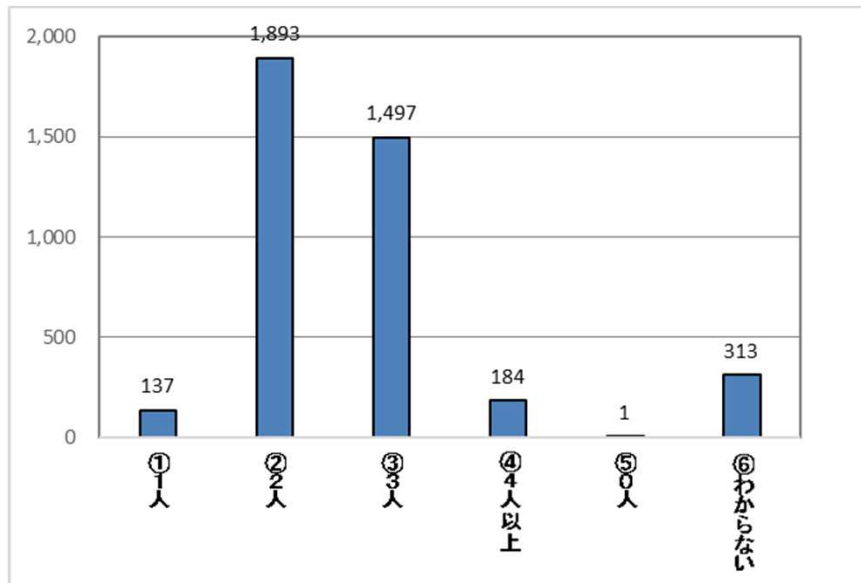
少子化対策をめぐる最近の動向について

県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数（予定含む）の差

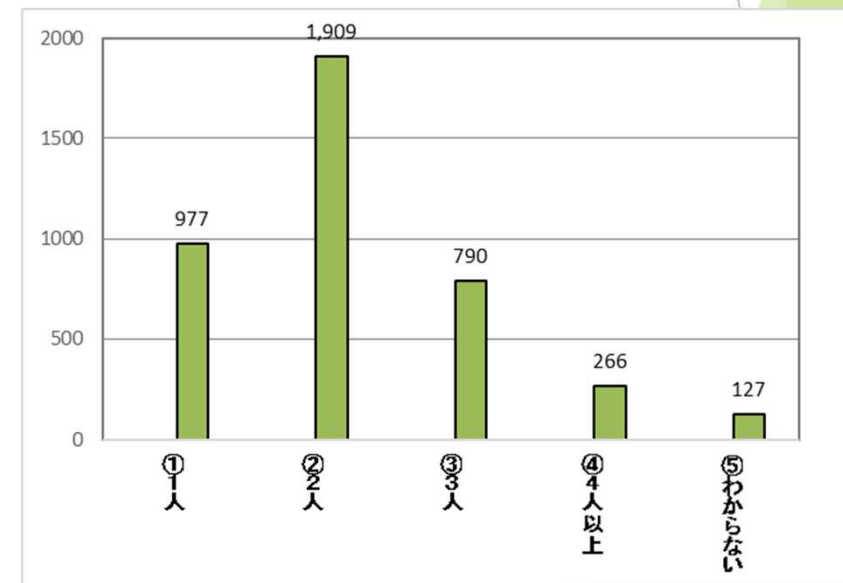
	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)
回答数	3,363件	4,748件	4,002件	4,809件	4,157件
理想とする子どもの数	2.49人	2.51人	2.47人	2.48人	2.47人
実際の子どもの数（予定含む）	2.04人	2.05人	2.01人	2.06人	2.09人
上記の差	0.45人	0.46人	0.46人	0.42人	0.38人

資料：茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」より
 ※市町村が実施する乳児健診、1歳6か月健診及び3歳児健診、その他未就学児健診対象者の保護者にアンケートを実施

あなたの理想とするお子さんの数は何人ですか



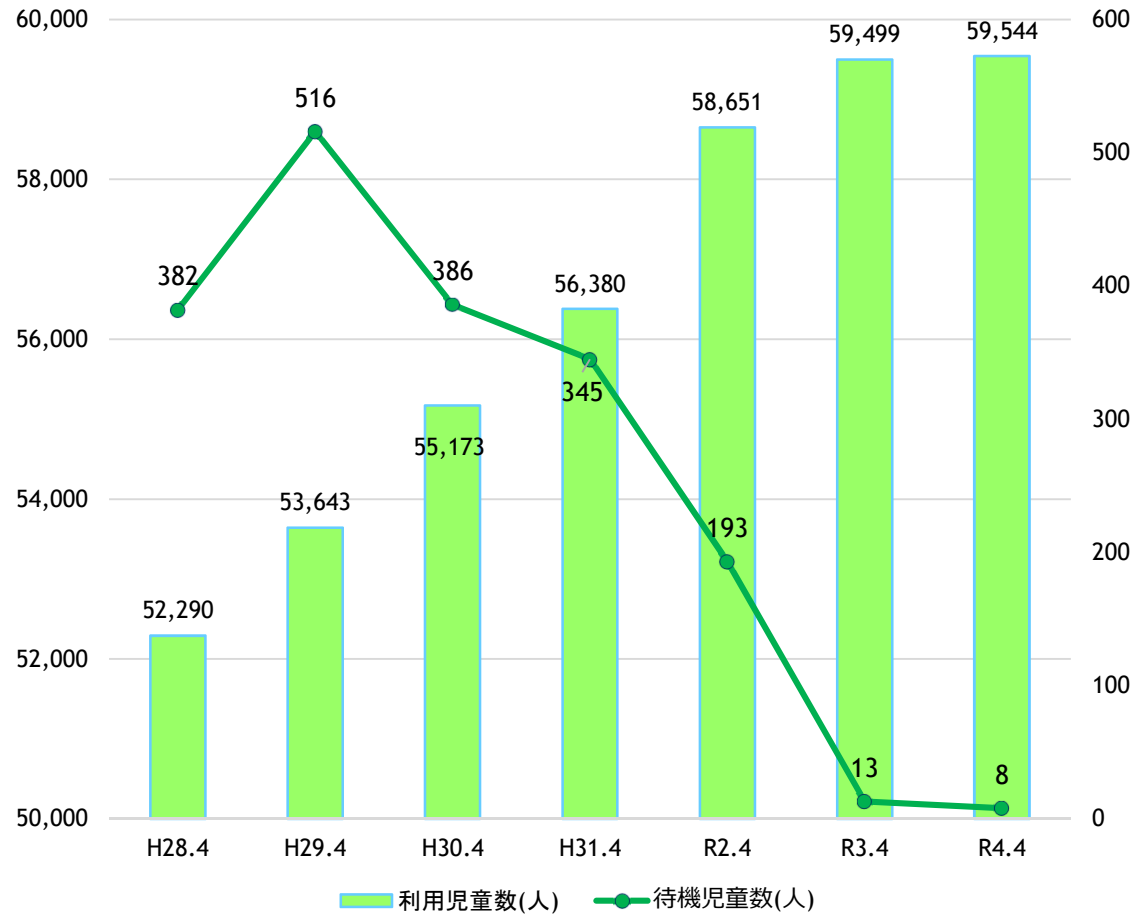
実際のお子さん数（今後の予定する数を含める）は何人ですか



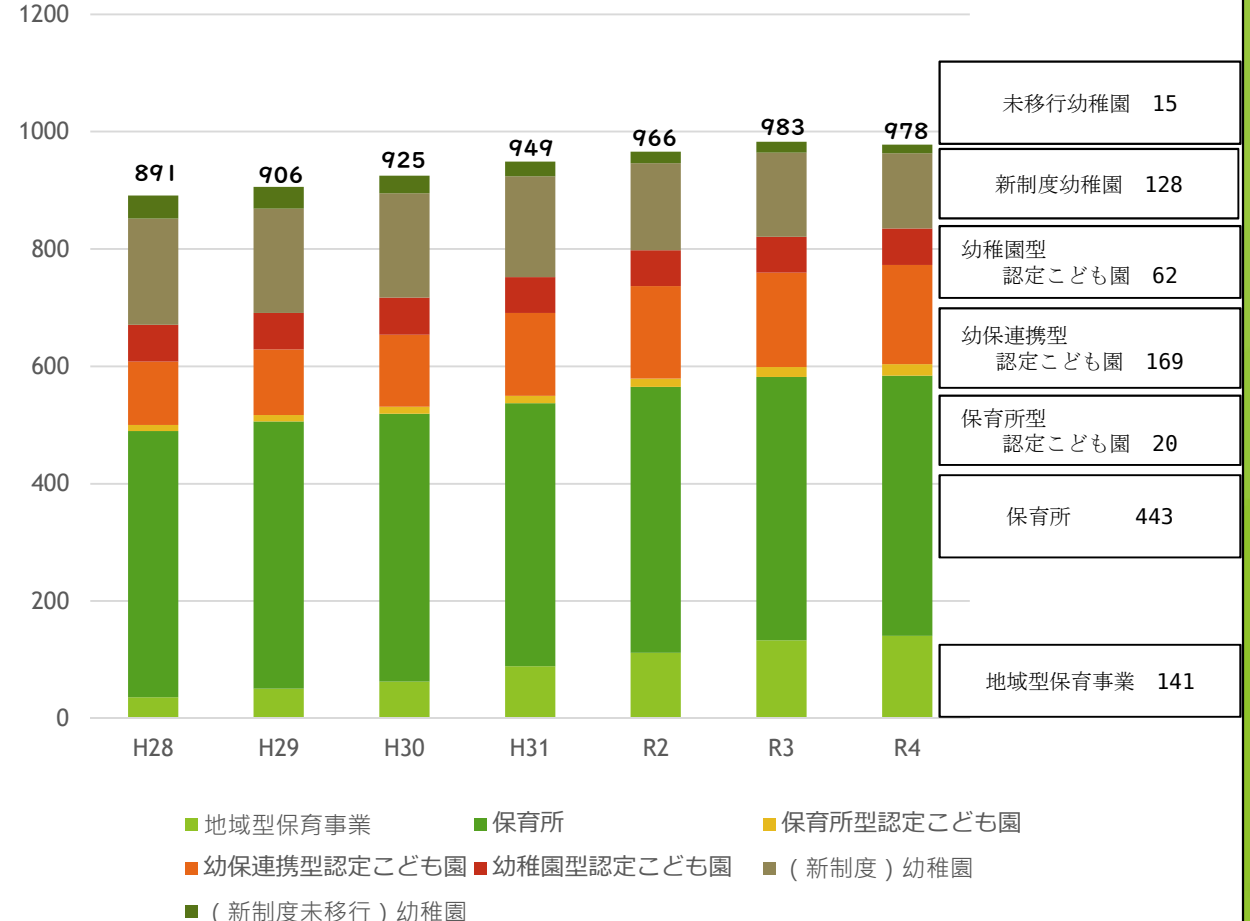
少子化対策をめぐる最近の動向について

待機児童の現状について

4月1日茨城県待機児童数の推移



(茨城県)幼児教育・保育施設数の推移



少子化対策をめぐる最近の動向について

児童虐待防止対策

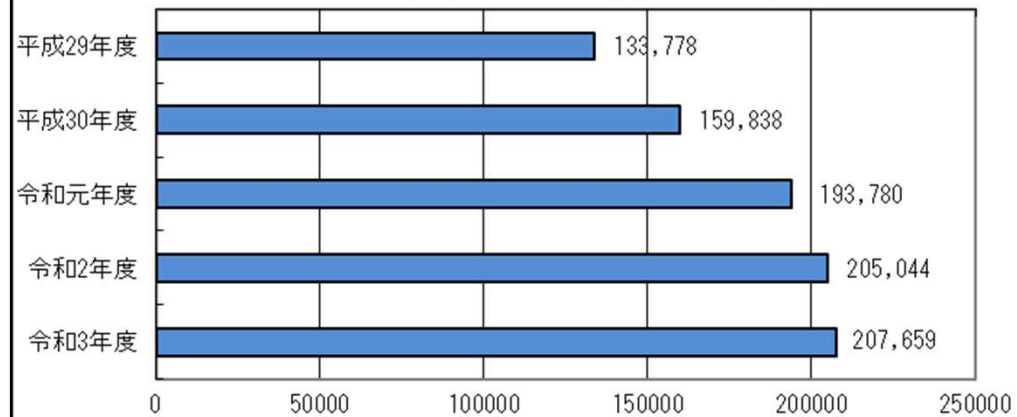
全国の虐待相談対応件数の推移

	虐待相談	全相談	割合(%)
平成29年度	133,778	466,880	28.65
平成30年度	159,838	504,856	31.66
令和元年度	193,780	544,698	35.58
令和2年度	205,044	527,272	38.89
令和3年度	207,659	集計中	—

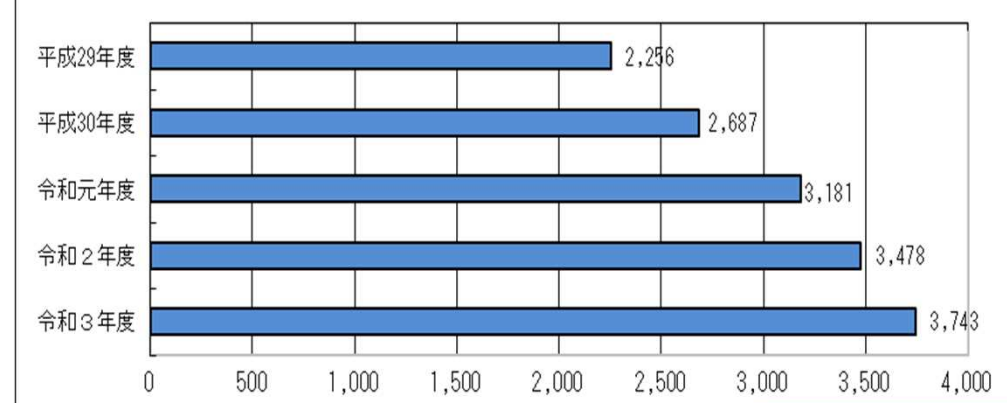
茨城県の虐待相談対応件数の推移

	虐待相談	全相談	割合(%)
平成29年度	2,256	5,552	40.63
平成30年度	2,687	5,995	44.82
令和元年度	3,181	6,754	47.10
令和2年度	3,478	6,754	51.50
令和3年度	3,743	8,372	44.71

虐待相談対応件数推移（全国）



虐待相談対応件数推移（本県）



少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「第18回 子供の貧困対策に関する有識者会議」より

1. 教育の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	93.7% (令和3年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	3.6% (令和3年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	39.9% (令和3年4月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	96.6% (平成25年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	96.4% (令和2年5月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	22.6% (平成25年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	33.0% (令和2年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) (全国ひとり親世帯等調査)	72.3% (平成23年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後) (全国ひとり親世帯等調査)	93.9% (平成23年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後) (全国ひとり親世帯等調査)	41.6% (平成23年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)
全世帯の子供の高等学校中退率 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)		1.4% (平成30年度)	1.1% (令和2年度)
全世帯の子供の高等学校中退者数 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)		48,594人 (平成30年度)	34,965人 (令和2年度)

少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「第18回 子供の貧困対策に関する有識者会議」より

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(小学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)			50.9% (平成30年度)	56.9% (令和2年度)
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(中学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)			58.4% (平成30年度)	61.7% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率(小学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)		37.6% (平成24年度)	67.6% (平成30年度)	86.2% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率(中学校) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)		82.4% (平成24年度)	89.0% (平成30年度)	91.8% (令和2年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を 配布している市町村の割合)(※1) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)			65.6% (平成29年度)	81.1% (令和3年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)			47.2% (平成30年度)	83.7% (令和3年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校) (文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ)			56.8% (平成30年度)	85.1% (令和3年度)
高等教育の修学支援新制度 の利用者数(※2) (独立行政法人日本学生支援機構調べ、 文部科学省調べ)	大学			23.0万人 (令和3年度)
	短期大学			1.6万人 (令和3年度)
	高等専門学校			0.3万人 (令和3年度)
	専門学校			7.0万人 (令和3年度)

少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「第18回 子供の貧困対策に関する有識者会議」より

2. 生活の安定に資するための支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験(子供がある全世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(子供がある全世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位) (生活と支え合いに関する調査(特別集計))		重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)

少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「第18回 子供の貧困対策に関する有識者会議」より

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯) (国勢調査)		80.8% (平成27年)	83.0% (令和2年)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯) (国勢調査)		88.1% (平成27年)	87.8% (令和2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯) (国勢調査)		44.4% (平成27年)	50.7% (令和2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (父子世帯) (国勢調査)		69.4% (平成27年)	71.4% (令和2年)

少子化対策をめぐる最近の動向について

子供の貧困対策に関する大綱「子供の貧困に関する指標」の直近値（全国値）※「第18回 子供の貧困対策に関する有識者会議」より

4. 経済的支援

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)
	全国家計構造調査		7.9% (平成26年)	8.3% (令和元年)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (平成24年)	50.8% (平成27年)	48.1% (平成30年)
	全国家計構造調査		47.7% (平成26年)	57.0% (令和元年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			42.9% (平成28年度)	42.9% (平成28年度)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯) (全国ひとり親世帯等調査)			20.8% (平成28年度)	20.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯) (全国ひとり親世帯等調査(特別集計))			69.8% (平成28年度)	69.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯) (全国ひとり親世帯等調査(特別集計))			90.2% (平成28年度)	90.2% (平成28年度)

少子化対策をめぐる最近の動向について

A I マッチングシステムの導入（いばらき出会いサポートセンター）

○目 的

「いばらき出会いサポートセンター」において、若い世代のニーズに合わせたマッチングシステムを導入し、会員数及び成婚数の増加を目指す。

○導入時期

令和3年4月1日～ 運用開始

令和3年9月1日～ オンラインお見合い機能追加

○主な特徴

- ・会員個人のスマートフォンやパソコンから利用可能
- ・価値観診断により、A I が相性の良い相手を紹介
- ・同時期に複数の相手とのお見合い・交際が可能
（真剣交際では1対1）
- ・オンラインお見合いに対応（R3.9.1～）

○会員登録状況等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 （～9月末）
会員数（年度末時点）	2,317人 （※ <u>1,016人</u> ）	<u>2,290人</u>	<u>2,861人</u>
入会者数	681人 （※ <u>197人</u> ）	<u>1,344人</u>	<u>868人</u>
お見合い件数	1,147組	2,257組	1,354組
交際開始件数	415組	930組	567組
センター成婚数	122組	135組	71組

※新システムに事前登録をした会員数。下線は「新システム登録会員数」

少子化対策をめぐる最近の動向について

不妊治療の保険適用(令和4年4月から)

- ①一般不妊治療（タイミング法、人工授精）
- ②生殖補助医療（体外受精・顕微授精、男性不妊治療）※これまでの助成対象治療
 - ・対象者：治療開始時に妻の年齢が43歳未満の夫婦等
 - ・利用回数：一子ごとに6回まで（※治療開始時に40歳以上の場合は3回）
 - ・経過措置：移行期の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ一回の治療について、経過措置として助成金の対象

【移行スケジュール】



- ・実施主体：都道府県、指定都市、中核市(負担割合:国1/2、都道府県等1/2)

課題

◇低出生体重児用手帳「リトルベビーハンドブック」

- ・ 正期産の児と比べ、月齢ごとの成長の過程が異なる。
- ・ 母子健康手帳では記録ができない項目があり、母親たちの心理的負担となっている。
- ▶ 母親たちの悩みに対応するため、「リトルベビーハンドブック」が任意で作成されている。（母子健康手帳と併せて使用）

【特徴】

- ・ 極低出生体重児（出生体重 1,500g 未満）用の発育曲線や、成長・発達の遅れを考慮した記録を残すことができる。
- ＜参考＞ 本県の対象児（1,500g未満）：約170人／年（出生数の1%）

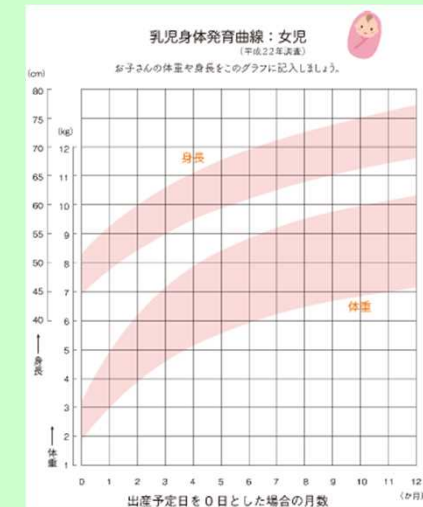
◇県版リトルベビーハンドブックの作成要望

県民： 早産の母親のために、本県でも作成してほしい。

県内自治体： 対象児が少ないので県で作成して欲しい。

医療機関： 入院している低出生体重児に配布したいため作成してもらいたい。

＜参考＞ 石岡市： 静岡県版（平成30年作成）を参考に、令和4年度に作成。



対応

◇「いばらきリトルベビーハンドブック」を作成

- ・ 令和4年6月中旬、医療機関と関係者へ意見聴取
 - ・ 令和4年8月、PDF版を県のホームページで公表
 - ・ 令和4年10月～冊子版配布開始
- 配布対象： 主に生まれたときの体重が1,500g未満
またはそれ以上でも希望する家族
- 配布先： 県内の総合周産期母子医療センター（3カ所）、
地域周産期母子医療センター（4カ所）、
市町村の母子保健担当窓口（県外出産などの家族のため）

いばらき リトルベビーハンドブック



お子様の情報
お名前.....
氏名.....
生年月日.....年.....月.....日.....



少子化対策をめぐる最近の動向について

待機児童ゼロ・ゼロ維持のための主な取り組み

1 保育人材の確保

(1) 人材育成

事業項目	事業内容
保育士修学資金貸付	保育士養成施設学生に対する修学資金の一部貸付
家庭的保育事業促進事業	家庭的保育者認定研修、法人向けアドバイザー委託、保育の魅力発信のためのコンテスト開催・ホームページ開設

(2) 就業継続支援

事業項目	事業内容
民間保育所等乳児等保育事業	1歳児保育のための非常勤保育士雇用に必要な費用の補助
施設型給付費・地域型保育給付費	保育所等の運営費、保育士等の処遇改善
保育補助者雇上強化事業	保育士の労働環境改善に積極的な場合の保育補助者雇用に必要な費用の補助
保育体制強化事業	給食配膳、寝具の用意等を行う保育支援者の雇用に必要な費用の補助

(3) 再就職支援

事業項目	事業内容
いばらき保育人材バンク設置運営事業	保育団体委託による人材バンクの運営、無資格者の活用・保育資格取得支援、実態調査による保育従事者等の処遇の「見える化」と保育業界のイメージアップ、ポータルサイトの運営
未就学児をもつ潜在保育士への保育料貸付等	未就学児の保育料一部貸付と補助
潜在保育士への再就職準備金貸付	潜在保育士が保育所等に勤務する場合の就職準備金貸付

2 施設の整備

今後も保育所等利用に係る需要の増加が見込まれる一方で、少子化による利用者減の到来を見据え、地域の実情に応じた保育所や小規模保育施設及び家庭的保育施設等の整備による保育の受け皿の拡大を行う。

	保育所等の整備	
	整備か所	定員数
R2年度	41施設	1,699人
R3年度	26施設	720人
R4年度	25施設(見込)	490人程度

少子化対策をめぐる最近の動向について

児童虐待防止対策

(1) 国における児童虐待防止対策

【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策】（平成30年7月）

- ・ 支援家庭が転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- ・ 子どもの安全確認ができない場合における対応の徹底 等

【児童虐待防止対策体制総合強化プラン】（平成30年12月）

- ・ 児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の増員などの体制強化
- ・ 市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置などの体制強化 等

【児童福祉法等の一部を改正する法律】（令和4年6月成立、令和6年4月1日ほか施行）

- ・ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・ 市町村におけるこども家庭センターの設置などの子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化 等

(2) 本県における児童虐待防止対策

- ・ 本県独自の取組として、平成30年1月から児童相談所が把握した全ての児童虐待事案について警察への情報提供を実施。
- ・ 虐待事案について一層迅速に対応するため、令和2年4月、中央児童相談所児童分室を格上げし、日立児童相談所及び鉾田児童相談所を設置。
- ・ 令和4年度において、いばらき虐待ホットラインにSNSを活用した相談窓口を設置（令和5年2月運用開始予定）するとともに、市町村が取り組む児童虐待未然防止策に対する補助制度を創設。
- ・ 引き続き、平成31年4月に施行された「茨城県子どもを虐待から守る条例」に基づき、関係機関と連携しながら虐待防止に関する施策を推進していく。

少子化対策をめぐる最近の動向について

(3) 市町村における児童虐待防止対策

- ・ 県内全市町村で設置されている市町村要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携体制を構築し、児童虐待対応にあたっている。
- ・ 平成28年の児童福祉法改正において、子ども・保護者を身近な場所で積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることなどが市町村の責務として明記され、地域の実情の把握、相談対応、継続的支援等を担う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務となる。
- ・ さらに、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月1日ほか施行）において、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が規定され、児童虐待防止と母子保健の連携を図る「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、訪問による家事支援等の家庭支援の事業が新設される。
- ・ 県としても「市町村子ども家庭総合支援拠点」及び「こども家庭センター」の設置など、児童虐待未然防止の取り組みについて、引き続き市町村への働きかけを行っていく。

【参考1】 本県の児童福祉司・児童心理司の配置数の推移

(各年度4月1日現在)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
児童福祉司	69人	83人	93人	104人	123人
児童心理司	31人	38人	43人	45人	46人

【参考2】 市町村子ども家庭総合支援拠点設置数の推移

(各年度4月1日現在)

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
3市町村	3市町村	8市町村	16市町村	33市町村

少子化対策をめぐる最近の動向について

子どもの貧困対策

「子ども食堂応援事業」

子ども食堂サポートセンターいばらき

設置の目的

子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所に関する総合相談、人材育成、地域ネットワークの強化などに取り組み、その立ち上げや活動の継続を支援することで、地域で子どもを支え、見守る仕組みを創設し、貧困にある子どもの食事、居場所の確保を図ります。

(委託先：認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ)

活動内容**①調査・発信**

ウェブサイトやSNSで、県内子ども食堂の情報や全国の動向調査結果などを発信

②相談対応

子ども食堂の設立、運営、応援方法に関する相談対応

③セミナーの開催

- ・子ども食堂などの設立を検討している方を対象としたスタートセミナー
- ・運営者等を対象とした研修会 を開催

④ネットワークの開催支援

県内各地域での子ども食堂ネットワーク会合の開催を支援、地域を超えた子ども食堂などの交流促進

⑤食材提供体制の構築

子ども食堂などを応援したい企業や団体、生産者などと子ども食堂をつなぎ、食材などの寄贈を調整